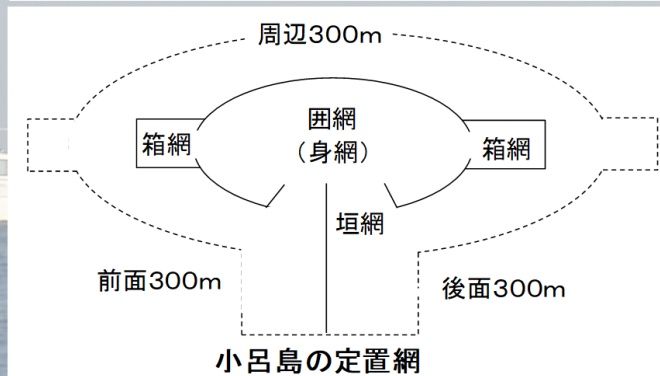
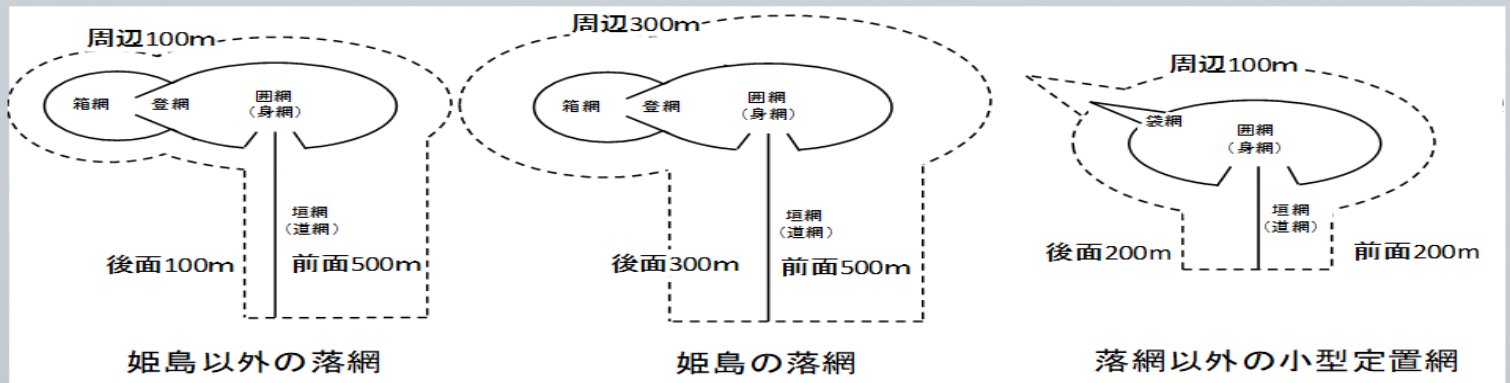


定置網周辺での釣りは禁止です。

筑前海区漁業調整委員会指示により、筑前海区の定置網付近では、**釣り等の行為及び水産動植物の採捕が禁止**されています。

違反した場合、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**が科せられることがあります。



※落網以外の小型定置網については令和6年5月31日までは
周辺50m、前面後面100m以内での水産動植物採捕が禁止です。
令和6年6月1日以降、上図のとおりとなります。

各地区の定置網の位置は
こちらから↓↓↓↓↓↓↓↓



このほかの遊漁のルールは
こちらから↓↓↓↓↓↓↓↓



【福岡県 遊漁に関するよくある問い合わせについて (Q&A)】で検索！！

(お問い合わせ先)

福岡県庁 農林水産部 水産局 漁業管理課

TEL 092-643-3556